

年発 0916 第 2 号
令和 2 年 9 月 16 日

国民年金基金連合会理事長 殿
地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
（公印省略）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の公布について（通知）

今般、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 2 年政令第 293 号。以下「施行期日令」という。）が本日付けで公布及び施行された。

施行期日令の内容は下記のとおりであるので、その内容について御了知いただきたい。

記

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行期日は、令和 2 年 10 月 1 日とすること。

※ 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の概要

- ・ 簡易企業型年金の実施について、実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有する者の数の要件を 100 人以下から 300 人以下とするものとする。
- ・ 企業型年金の規約の変更について、変更事項が資産管理機関の名称及び住所等である場合は、厚生労働大臣への届出を要しないものとする。
- ・ 中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲について、その使用する第一号厚生年金被保険者の数を 100 人以下から 300 人以下とするものとする。